

●**正誤**

本書について、以下の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

頁・箇所	訂正前	訂正後
305頁・361頁・362頁・379頁・ 394頁・890頁・891頁・932頁・ 933頁・967頁	ユニット型準個室	ユニット型個室の多床室
541頁 下から2行目	注16〔注22〕	注16〔注21〕
752頁 右段下から15行目	特定登録証の交付を受けた特定登録者、新特定	特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定

●**追補**

本書について、以下の事務連絡により、追補します。

- 平成30年7月4日 老健局老人保健課事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 5) (平成30年7月4日)」の送付について

追補内容

※1423頁の後ろに以下のQ&Aを加える。

30年度報酬改定Q&A (Vol.5)

【通所介護，地域密着型通所介護，通所リハビリテーション，認知症対応型通所介護】

栄養改善加算について

問1 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) 問34 [126頁] については、通所サービスの利用者のうち、栄養改善加算を算定した者に対しては、管理栄養士による居宅療養管理指導を算定することができないものと理解してよいか。

通所サービスで設けている「栄養改善加算」については、低栄養状態の改善等を目的として栄養ケア計画に基づき、利用者ごとに栄養食事相談等の栄養管理を行うものである。

一方、「管理栄養士による居宅療養管理指導」については、低栄養状態にある者や特別食を必要とする者に対して栄養ケア計画に基づき、利用者ごとに栄養食事相談等の栄養管理を行うものである。

したがって、栄養改善加算を算定した者に対して、低栄養状態を改善する等の観点で管理栄養士による居宅療養管理指導を行った場合、栄養管理の内容が重複するものと考えられるため、栄養改善加算を算定した者に対しては、管理栄養士による居宅療養管理指導を算定することができない。

【介護療養型医療施設】

生活機能回復訓練室と精神科作業療法の専用施設の兼用について

問2 介護療養型医療施設の精神科作業療法の専用施設と、当該介護療養型医療施設内の生活機能回復訓練室、機能訓練室、食堂等との兼用について、どのように取り扱えばよいか。

入所者に対するサービス提供に支障を来さず、かつ、必要な面積を満たす場合には、いずれの場合も兼用することは差し支えない。また、複数のスペースで、精神科作業療法等のサービスを提供することについては、入所者に対するサービス提供に支障を来さず、かつ、全体として必要な面積を満たす場合には、差し支えないものであること。

なお、介護療養型医療施設の精神科作業療法の専用施設を他の施設と兼用する場合、それらを区画せず、1つのオープンスペースとすることも差し支えない。

【施設サービス，特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設，地域密着型特定施設入居者生活介護，認知症対応型共同生活介護，短期入所生活介護】

身体拘束廃止未実施減算，夜勤職員配置加算（ロボット）について

問3 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）の問87から90に対する回答については、他のサービスにも同様の加算があるが、介護老人福祉施設のみに適用されるのか。

〔編注〕問87→742頁／問88～90→793頁

問87の回答については、施設サービス，特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設，地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護に適用される。

問88から90までの回答については、介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護に適用される。